

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パラオ国ミナト橋架け替え計画準備調査
(QCBS)

調達管理番号：22a00605

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月9日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月9日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国ミナト橋架け替え計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年1月～2024年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。約履行期間が12ヶ月を超える場合、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月15日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月22日 12時
3	質問への回答 11月16日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年11月21日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2022年11月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年12月2日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年12月21日 11時
10	評価結果の通知日	開封会の日付から1営業日内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約
は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り

しています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4.(3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について
 評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3) 日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システム

にて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パラオ国ミナト橋架け替え計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パラオ共和国（以下、「当国」という。）は、面積488km²、約340の島々で構成されるミクロネシア地域の島嶼国である。当国の政治・経済活動は、全人口18,174人（世界銀行、2021年）の約7割が居住するコロール島及び、同島東部に隣接し首都と当国唯一の国際空港や発電所、取水ダム、浄水場などの社会基盤があるバベルダオブ島に集中している。また、コロール島西部に隣接するマラカル島には、当国唯一の商業港であるマラカル港や発電所があり、バベルダオブ島からコロール島を経てマラカル島に至る交通を確保することが、当国の経済活動基盤の確保に重要である。

当国の陸上輸送・交通手段は自動車であり、全国に9つある橋梁（大規模1橋、中小規模8橋）を含む島間を連結するコースウェイは、運輸交通上の要衝であると共に、電線、電話線や上下水道も敷設されたライフラインである。その中でも、マラカル島とコロール島を連結するマラカルコースウェイ上に1979年に架けられたミナト橋（米国資金、韓国企業による建設。橋長63.09m）は、1927年に南洋庁（当時）によって建設され戦時中に破壊された「みなと橋」の名前を残しているもので、無償資金協力「島間連絡道路改修計画」（第2期2005年）にて、マラカルコースウェイやマラカル島内道路の補修と共に、歩道拡幅、錆除去、防食工事及びひび割れ補修等の一部箇所の補修が行われたが、塩害によるコンクリートの劣化の進行が著しく崩落の危険性および通行規制の必要性が指摘されており、仮に崩落することがあれば運輸交通及びライフラインが断絶し同国の経済社会活動に甚大な支障を及ぼすことが想定されている。当国政府は「国家インフラ投資計画2021-2030」にてミナト橋（マラカル橋）の改修または架け替えに高い優先度を与えている。

ミナト橋架け替え計画（以下、「本事業」という。）は、当国の経済活動の中心地であり人口が集中するコロール島と当国唯一の商業港及び発電所を有するマラカル島を結ぶミナト橋の架け替えを行い、橋梁の強靱化及び円滑な通行の確保による輸送力の強靱化を図るものである。我が国は、1996年にコロール島とバベルダオブ島を結ぶコロ

ール・バベルダオブ橋（旧 KB 橋）が崩落しライフラインが遮断された際、当国政府からの要請を受けて無償資金協力「新コロール・バベルダオブ橋建設計画」（1999 年 32.21 億円）にて全長 412m の「日本-パラオ友好橋（Japan-Palau Friendship Bridge、以下「JP 橋」）」の建設を支援するなど、同国の運輸セクターにおいてパラオ国際空港等を含めて多大な協力実績を有している。今般、当該背景を踏まえ、公共基盤・産業省公共事業局より JICA に対してミナト橋架け替えにかかる緊急の要望がなされた。

本業務は、本事業の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な事業内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

第 3 条 プロジェクトの概要

（1）目標

本事業は、当国の経済活動の中心地であり人口が集中するコロール島と当国唯一の商業港及び発電所を有するマラカル島を結ぶミナト橋の架け替えを行い、橋梁の強靱化及び円滑な通行の確保による輸送力の安定化を図るものである。

（2）概要

ミナト橋の架け替え（二車線。橋長約 63m）、取付道路の建設（全長約 140m）とこれに伴うコンサルティング・サービス

（3）対象地域（サイト）

マラカル島とコロール島を連結するマラカルコースズウェイ上に 1979 年に架けられたミナト橋とその取付道路

（4）実施機関

公共基盤・産業省 公共事業局

Ministry of Public Infrastructure and Industries : MOPII

Bureau of Public Works : BPW

第 4 条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、計画の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第 5 条 業務の範囲

本業務は、パラオ政府から要請のあった「ミナト橋架け替え計画」について、「4. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則として、現地調査において JICA がパラオ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第 6 条 実施方針及び留意事項

（1）調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載する。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。なお、既往報告書「パラオ国 橋梁セクター情報収集・確認調査」（2022年1月）（以下、「情報収集・確認調査」と呼ぶ）では、ミナト橋架け替えに際しての整備課題と手法に関する調査がなされているところ、同報告書を参考としつつ調査を行う。

（２）現地調査の実施方法

本業務においては、下記のとおり計２回の現地調査を実施する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させる。

- 第1回現地調査：設計条件の検討に必要な調査（自然条件調査（地形調査、深淺測量、地質調査等）、環境社会配慮関連調査、交通量調査、調達事情調査等）の実施、道路・橋梁の設計時の適用技術基準の決定、概略設計の実施及び調査報告書案の作成等に必要な協議、情報収集を行う。
- 第2回現地調査：概略設計、調査報告書案を先方関係者に説明の上、内容について協議を行い、基本的了解を得る。

（３）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査過程で随時十分 JICA と協議する。さらに、日本側に対する JICA が開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

（４）架橋場所・橋梁形式の確認

本事業については、情報収集・確認調査の中で、架橋場所、橋梁形式等の事業内容の検討が行われ、その架橋場所（北側新設ルート）について先方政府に推奨案として説明しているが、本調査ではこの結果をレビューの上、代替案の比較を行った上でこれを確定する。

（５）設計供用期間

我が国では 2017 年の道路橋示方書改定にあたって、橋梁の耐久性に関して、

- ・ 橋の設計にあたっては、設計供用期間を定めなければならない。
- ・ 設計供用期間の根拠を示す必要がある。
- ・ 橋の設計供用期間は 100 年を標準とする。

としている。他方、ミナト橋を取り巻く環境、使用条件、費用を踏まえ、適切な設計供用期間を設定するものとする。¹

（６）自然条件調査

本事業では、気象・海象調査、地形測量、深淺測量、地質調査、材料試験等の調査を再委託により行うことになるが、一部業務はパラオ国内で当該業務を行う業者を調達出来ず、近隣国から動員することが求められるものがある。これらの調査業務は台風の影響、調査に必要となる機材の海上輸送等の制約があることから、パラオにおける実

¹ 設計供用期間をどのように検討していくのか、手順や有識者の助言の活用等についてプロポーザルで提案する。

情、これまでの実績を確認した上で、本調査業務を所定の期間で完了出来るよう自然条件調査を計画する。

(7) 気象・海象の把握

本橋梁は台風、海塩への暴露などの厳しい気象・海象環境に位置することから、取付道路の護岸、適切な路面高、橋梁部の塩害対策等の検討が必要となる。このため気象・海象環境を把握し、計画、設計に反映させることが重要になる。このために既存資料で不十分な場合、気象・海象観測を行う。

これらの得られた資料を分析し、近年の気候変動を考慮した上で、設計高潮位を設定し、桁下高等の設計条件を設定し、道路・橋梁設計に反映させる。また、この設計条件に合わせて、必要に応じて橋台付近及び取付道路の護岸工を検討、設計する。

(8) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用

我が国は過去に「日本-パラオ友好橋」を無償資金協力により建設している。この際に得られた情報収集内容や、情報収集・確認調査の内容、またこれから行われる「2022年度道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」の中で特殊橋梁の維持管理状況調査としての同橋に対する調査結果を確認し、本事業の政策的意義並びに我が国の対パラオ支援方針におけるインフラ開発分野の位置付け、優先度、道路・橋梁の設計条件等を再確認し、本事業の位置づけ・妥当性を整理する。

また、概略設計を行うにあたり、近隣における建設事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係者に設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画、設計に反映させる。

(9) 塩害対策

本橋梁は海上に建設されること及び現橋の劣化状況を踏まえると、塩害対策を設計に反映する必要がある。必要と認められれば既存構造物の点検並びに塩害環境評価を行うための測定を追加的に行う¹。

(10) 道路舗装設計

将来交通量（2021年：8,200台/日（内、大型トラック80台）から2030年には9,800台/日と想定）の増加が見込まれることから、大型車通行交通量の予測や路床の支持力も踏まえ、所要の耐荷力を有する舗装設計を行う。

なお、道路舗装設計に際しては、「JICA 無償資金協力事業道路舗装ハンドブック」（2020年2月）を参照し、自然条件設定（雨季の影響、調査結果のバラツキを考慮した路床支持力評価等）、交通条件設定（交通量調査結果、軸重調査結果、交通量推計の不確実性を考慮した累積軸重の算出等）、路面設計（耐流動性を考慮等）、構造設計の確認（他の舗装設計法による確認）、排水設計（路盤排水、路面排水、路体排水の検討）等に留意した設計を行う。

(11) 維持管理

¹ 情報収集・確認調査で塩害に係る点検、測定を行っているが、更に必要な点検、測定があればプロポーザルで提案する。

本事業サイトは常に海水にさらされる中で台風の影響も受ける厳しい自然条件にあることから、事業完了後の維持管理が極めて重要になる。このためパラオ側の実施体制と道路アセットマネジメントの考え方に配慮した維持管理計画を作成し、適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかける。必要あれば維持管理のためのソフトコンポーネントによる技術指導を検討する。特に過積載車両の通行は橋梁の寿命を縮める大きな要因となることから過積載車両の橋梁に及ぼす影響について先方実施機関に理解させるとともに、適切な対応を実施させる。

他国における同様な状況にある橋梁維持管理計画も参考・教訓として検討する。

また維持管理上の先方負担事項の軽減・費用の低減にも配慮しつつ、先方負担事項・費用について明確にする。

(12) 関係する管理者との調整

海上で橋梁の建設となるが、パラオでは水面上と水面下での管轄者が違い、構造物の管轄者も別にいることから、円滑な事業促進のため、関連法制度及び必要な許認可手続きを整理し、実施機関との間で役割分担や所要期間について確認する。

(13) 交通管理者との協議

取付道路（約 140m）の線形変更を含むことから、警察との協議・許可が必要になる可能性がある。パラオにおける道路法・道路交通法の有無や内容、許可条件等を確認し、必要に応じて交通管理者に事業概要を説明し、本事業の許可取得がスムーズに進むよう手配する。

(14) 支障物件調査

現橋には上水道管、下水道管が添架され、電力線、電話線、光ファイバーケーブルの架空線が近接して建柱されている（橋梁前後で一部地下埋設となっているが詳細不明）。支障物件調査を行い、これら支障物件の種別、構造、位置等を確認し、新設橋梁に添架する物件、本事業に伴い移設を要する物件および移設の工程・費用負担、架け替え工事による影響（停電、断水等）の防止措置等を、先方関係機関との協議を通じ特定する。

近年支障物件が絡む無償資金協力事業の事業遅延が頻発していることから、円滑に支障物件の移設等が進められるようにBPWと計画、予算措置検討の資料を作成する。

(15) 既存橋梁の取り扱い

既存橋梁の撤去は通常先方負担事項になるが、本調査で歩行者用橋梁として存置する可能性を含めて、先方政府による対応を確認するとともに、必要に応じ技術的検討・助言を行う。

(16) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、支障物件の移設、既存橋梁の除却、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。なお、道路埋設物件の移設を先方負担とすることがプ

プロジェクトリスクとなる可能性もあり、移設費の負担区分については協力準備調査の中で確認する。

(17) 交通安全対策

供用開始後の車両、歩行者全ての道路利用者の安全を考慮した概略設計を実施する。その際、女性や高齢者、交通弱者の利用実態を踏まえ、要すれば必要な対策を行う。

(18) 施工計画の検討

本事業サイトは台風を中心とする厳しい自然条件におかれているので、工事作業可能時期・日数について注意する必要があるため、収集した資料を分析し施工計画に反映させる。

(19) 積算

パラオでは現地での建設機材、資材の確保、調達が困難なものが多く、それらの持込み調達については輸送運賃見積徴収等にも時間を要することが予想される。また輸送費の変動可能性も高いことに留意して、可能な限り適切な概略事業算出が出来るように努める。

なお、2023年10月上旬に国債登録、概要資料の提出は2024年4月を予定しており、事業費の変動を避けるためこのタイミングに合わせて積算調査を行うことに留意する。

(20) 橋梁の架け替えの妥当性確認

新橋建設費および設計供用期間中の維持修繕費と既存橋梁の使用を続ける場合の維持管理費との比較、それぞれのケースの施工難易度、安全性を総合的に比較評価し、橋梁の架け替えの妥当性を確認する。

(21) 気候変動

パラオ国政府は気候変動について、海面上昇が主要なインフラに影響を及ぼすことを懸念している。JICA Climate-FIT 適応版等を参考に、協力準備調査において気候変動の影響について分析（気候リスク評価）し、その結果を踏まえた設計とする。

なお、気候変動の影響を踏まえた設計とした場合、パラオ政府と気候変動案件と位置付けることについて文書等で確認する必要がある。

(22) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構社会配慮ガイドライン（2022年1月）」（以下「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリ B に分類される。改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸念となるような事項の有無について確認する。

取付け道路を整備する場合、海洋汚染、住民移転等の環境、社会への影響の有無、程度について調査し、対応策を検討する。取付道路等の建設材料の土取場等にも注意する。

また、事業地周辺の保護区やKey Biodiversity Area (KBA)等の重要な生息地と貴重種の有無の確認、それらに対する工事による影響や緩和策について確認が必要となる。

(23) 用地取得

調査では測量、土地登記簿の確認により地上権設定を含む用地取得の要否とその範囲を確認する。事業対象地にはパラオの法制度とは別に酋長制に似た制度が存在している可能性もあり、用地取得やそれに伴い非自発的住民移転が生じる場合には、同制度にも十分に留意する必要がある。

(24) 工事安全対策

本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解を得る。安全管理ガイドンスの安全施工技術指針とパラオ共和国における労働安全衛生規則、その他案件の事例も踏まえ、橋梁架設時における高所作業、高圧電力線下での施工、迂回路誘導における安全対策等にも十分配慮した施工計画を立案し、概略設計・積算に反映するものとする。

(25) 免税方法の確認

我が国の無償資金協力は免税が原則であるため、免税措置の担当機関、手続き、所要日数等について十分に調査する。直近の無償事業の免税状況について確認を行い、免税措置に係る問題があった場合は、その理由を調査する。

(26) ジェンダー主流化への方策

本事業は、現時点ではジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件に該当する。このため調査では、ジェンダー課題について分析し、「運輸交通分野におけるジェンダー主流化の手引き」を参照の上、具体的な活動と指標を検討・設定する。

第7条 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAからの調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認及び交通・道路ネットワークに係る上位計画の確認

- 1) パラオの開発計画、道路セクターや物流の開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関である BPW の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、実施体制に問題がないか確認する。

また、BPW が維持管理の責任機関と想定されるため、維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているかについても確認する。

(5) 運輸交通セクターに係る法令、基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、本調査の中で過積載車両の通行の実情及び取締状況について確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、パラオ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画策定に際しての前提条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画可否等）を確認・整理する。

(6) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等による関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本事業に関連する我が国、他ドナー及びパラオ政府資金による交通プロジェクトの最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。

併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を入手するとともに、実施機関での類似事業担当や同事業の受注企業等に対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(7) 架橋位置及び橋梁形式の確定

無償資金協力の橋梁案件において、本邦技術活用の可能性を検討し、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク逶減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、架橋位置及び橋梁形式は最も重要となる。

情報収集・確認調査で架け替え案について比較検討され、既設橋の北側に橋梁を新設することが事業費、工期の面から最も有利なことを確認し、概ね BPW の理解を得ている。

本調査では、架橋位置及び橋梁形式の確定のために以下の作業を行い、架橋位置及び橋梁形式の再確認を行い先方政府関係者に説明し了解を得るとともに、報告書に取りまとめる。

1) 情報収集・確認調査のレビュー

第1回現地調査前に、情報収集・確認調査の架橋に関する調査・検討内容のレビューを行い、課題を抽出し、架橋位置の検討を行う。

2) 架橋位置の確定

1) のレビュー結果を踏まえて、第1回現地調査前に、情報収集・確認調査で有力とされた架橋位置案と併せて3案程度の代替案および比較評価すべき事項を設定し、第1回現地調査にて先方と協議を行い、架橋位置を決定する。

3) 橋梁形式の検討

決定した架橋位置に対して、確認調査の結果も参考にして想定される径間割り、橋梁形式の代替案を比較評価し橋梁形式を決定する。なお代替案としては、現橋を維持修繕し使用を続ける案も設定し、ライフサイクル費用、施工難易度、安全性等の視点から総合的に評価を行う。

橋梁設計の前提条件となる架橋位置と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示す。

また桁下高、スパン割については、通行船舶、海象や気候変動の影響を考慮して決定する。

4) 橋梁の基本構造の確定

決定した橋梁形式案の最適案について、先方との合意形成を行い、橋梁の基本構造を確定させる。

(8) 道路設計

後述(11)により実施する交通量調査・交通需要予測の結果を踏まえ、施工性、維持管理性、環境社会配慮の影響等を整理し、比較検討を行い、最適設計案を提示する。

(9) 道路舗装設計後述(11)により実施する交通量調査結果、軸重調査結果および路床の支持力等の調査結果も踏まえ、所要の耐荷力を有する舗装設計を行う。

なお、道路舗装設計に際しては、「JICA 無償資金事業道路舗装ハンドブック」(2020年2月)を参照し、自然条件設定(雨季の影響、調査結果のバラツキを考慮した路床支持力評価等)、交通条件設定(交通量調査結果、軸重調査結果、交通量推計の不確実性を考慮した累積軸重の算出等)、路面設計(耐流動性を考慮等)、構造設計の確認(他の舗装設計法による確認)、排水設計(路盤排水、路面排水、路体排水の検討)等に留意した設計を行う。

(10) 自然条件調査及び材料調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、本事業概略設計で必要となる自然条件調査を行う。自然条件とは、気象・海象、地形測量、深淺測量、地質調査などが含まれる。材料試験を含め調査項目としては次の1)から4)を想定する。

本項目については、既存資料の収集または現地再委託を可とする。

具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)について、また上記項目以外で必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、同内容につきプロポーザルで提案する¹。

1) 気象・海象調査

対象橋梁の計画、設計及び施工計画の検討に必要な気象条件及び海象条件を把握することを目的として、天候、気温、風向、風速、降水量、潮位、波浪等に係る情報を得る。

2) 地形測量、深淺測量

対象橋梁及び取付道路の計画、設計及び施工計画の検討に必要な海上部を含む地形情報を把握することを目的として、平板測量、深淺測量、水準測量、縦断測量、横断測量、基準点測量等を実施する。

3) 地質調査

対象橋梁の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査については、架橋位置確定後、その取付道路部を含む5点を想定する。

¹ 具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)について、また記載項目以外で必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、同内容につきプロポーザルで提案する。

4) 材料試験

細骨材、粗骨材についてその材料試験を行う。

(11) 交通量調査と将来交通量推計

交通量調査は情報収集・確認調査でも1日行っているが、本調査でも実態をより正しく把握するため、また船舶入港時の交通実態を把握するため2日間実施する。調査日については、輸送事業者等からのヒアリングを踏まえて決定する。

当該道路の橋梁部、取付道路部の舗装を含む設計に必要なデータおよび同道路の整備の意義、運用効果指標等を検討するための基礎データを得るために、既存の交通情報・データを入手するとともに、以下のような交通量調査等とそれに基づく将来交通量推計等を行う。

調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を推計する¹。

過積載車両の有無について確認するため、軸重調査を行い、交通需要予測の結果も踏まえ、舗装構造設計に必要な累積軸重の算出を行う。本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。

(12) 社会状況調査

本事業による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。²なお、必要に応じて現地再委託も可とする。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設、市場等）の分布、アクセス状況
- 2) 港での取り扱い品目、利用状況
- 3) 国内総生産、労働賃金、輸送費用、平均所得等の社会経済指標

(13) 支障物件調査

関連台帳及び現地調査を行い、道路用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、通信回線等のユーティリティの位置を特定し、これに基づき本事業の支障となる埋設物、架空線を特定する。これらのユーティリティの移設等が必要になる場合、原則パラオ側の負担による実施となるため、関係する事業主体を明らかにし BPW とその段取りについて事前の調整を行う。

(14) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、先方関係機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント、現地コントラクター等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。調査の結果、資機材調達にリスクがある事が判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

¹ 具体的な交通調査項目（調査内容、調査手法、数量等）、交通需要予測手法についてはプロポーザルで提案する。

² 記載の他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案する。

サブコントラクター（以下、サブコン）の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

（15）環境社会配慮調査

本事業は、JICA 環境ガイドラインに掲げる道路、橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリ B に分類される。

については、パラオにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

なお、本事業では住民移転は想定されないが、用地取得、工事中の民有地一時使用、支障物件移設がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

一方、環境影響に関しては、工事中及び供用時の周辺環境への影響（橋梁本体の建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止、大気質汚染、騒音振動）の影響が想定される。これらのベースラインとして現状調査が必要な場合、これを調査員または再委託して実施することを認める。

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）に基づく。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの＜参考資料＞環境チェックリスト案を作成する。

1）環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可とする。①ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策項目等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

③スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定する）の実施

④影響の予測

⑤影響の評価および代替案（プロジェクトを実施しない案を含む）の比較検討緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

⑥環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成

⑦予算、財源、実施体制の明確化

- ⑧ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- ⑨プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

2) 簡易住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案（英語）に含まれるべき内容は、以下①～⑬のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づく。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

また、必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

- ①用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ②事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離の有無。乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な手続きを責任機関と検討する。
- ⑤損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑥再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑦生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑧苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑨住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑩損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑪費用と財源
- ⑫実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑬社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカ

ッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ①本プロジェクトの効果発現における、上述のジェンダー等の視点を考慮した歩道や街路灯等の施設整備について、パラオの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ②他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。
- ③本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダーバランス確保等が想定され、積極的にパラオ及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

(16) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照した設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとる。

また計画策定に際し、更なるコスト縮減が求められた際の対応についても配慮する。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁及び取付道路部の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。併せて取付道路部の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。なお、排水施設や護岸等の道路付属物の設置必要性についても検討し、計画内容に反映する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討

・施工期間中の一般車両・歩行者の通行の確保と交通安全に配慮した施工・仮設計画、一般交通の迂回路、切り廻しの計画

なお、施工計画の検討にあたっては、本邦技術活用に係る観点をふまえ、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

5) 施工監理計画

概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を記載する。

(17) 現地調査結果概要説明、設計方針等に係る先方実施機関との協議

現地調査結果の概要について、先方実施機関に説明し、あわせて設計方針等についての協議を行い、合意形成を行う。

(18) 免税情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。なお、パラオの免税情報については、JICAが過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA パラオ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する最新情報を入手し、情報アップデートについて合意する。調査終了時には必ず同事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、JICAに提出する。

(19) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は、後述（20）の本事業完了後の維持管理費と併せて無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(20) 事業の維持管理計画検討

BPWが行うことになる整備後のミナト橋の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法・概算費用を検討する。道路維持管理の実施にあたり、供用開始後の交通安全対策も含めて、課題がある場合はソフトコンポーネントでのフォローアップや先方負担事項への言及を検討する。

(21) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中でわが国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取る。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編（2019年10月）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(22) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

(23) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(24) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(25) 事業の評価

事業の評価を DAC 評価 6 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標としては、i) 平均日交通量、ii) 旅客量、iii) 貨物量、iv) 所要時間の短縮、v) 所要時間の短縮の便益（金銭換算）、vi) 通行止めの回避による便益（金銭換算）、vii) 維持修繕費用の節減等を想定している。また、交通安全に係る成果指標の定量化の可能性の検討も行う。本業務では、その他の指標（崩落に対する未然の架け替えによる評価等）も含めて検討し確定させ、指標の計測方法を含めて準備調査報告書に記載する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

なお、本事業は気候変動対策（緩和策）に資することから、協力準備調査を通じ、Climate-FIT 緩和策版を活用し、本事業を通じた GHG 排出削減量を推計する。また、気

候変動対策（適応策）に資する可能性があることから、協力準備調査を通じ、Climate-FIT 適応策版を活用し、事業対象地における具体的な気候リスクを確認し、本事業が気候変動対策に資するか確認する。気候リスクを確認する際は、過去、現在の状況だけではなく、将来的に気候変動によって起こり得る影響についても確認する。その上で、将来的に大雨やサイクロン等の気象現象の激甚化、頻発化や海面上昇等が予想される場合、それらの影響に対応できるような設計を検討する。推計結果はバックデータ（デフォルト値以外の数値の出典も明記する）とともに提出する。

（26）調査準備調査報告書（案）の作成

全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について JICA と協議する。

（27）準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書（案）をパラオ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

（28）準備調査報告書等の作成

パラオ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集

第 8 条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（6）から（9）を成果品とし、提出期限を 2024 年 5 月 31 日とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- | | |
|--|--------------------------|
| （1）業務計画書 | ：和文 2 部 |
| （2）インセプション・レポート | ：和文 5 部・英文 15 部 |
| （3）第 1 回現地調査結果概要 | ：和文 5 部 |
| （4）準備調査報告書（案） | ：和文 5 部・英文 15 部 |
| （5）概要資料（案） | ：和文（Word による電子データ） |
| （※完成予想図を含む。） | |
| （6）概略事業費（無償）積算内訳書 | ：和文 2 部 |
| （7）準備調査報告書 | ：和文（製本版）7 部及び CD-R 2 枚 |
| （※完成予想図を含む。） | |
| | ：英文（製本版）15 部及び CD-R 2 枚 |
| | ：和文（先行公開版）2 部及び CD-R 1 枚 |
| （8）デジタル画像集 | ：CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| （9）進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | ：英文（PDF のみ） |
| （10）免税情報シート | ：和文 1 部及び電子データ |

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (6) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照する。
- 注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設計供用期間をどのように検討していくのか、手順や有識者の助言の活用等についてプロポーザルで提案する。	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 設計供用期間
2	情報収集・確認調査で塩害に係る点検、測定を行っているが、更に必要な点検、測定があればプロポーザルで提案する。	第6条 (9) 塩害対策
3	具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）について、また上記項目以外で必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、同内容につきプロポーザルで提案する。	第7条 業務の内容 (10) 自然条件調査及び材料調査
4	具体的な交通調査項目（調査内容、調査手法、数量等）、交通需要予測手法についてはプロポーザルで提案する。	第7条 業務の内容 (11) 交通量調査と将来交通量推計
5	他にも想定可能な効果的指標とそのため必要な調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案する。	第7条 業務の内容 (12) 社会状況調査

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：橋梁計画・設計
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／橋梁計画
- 橋梁設計（下部工／基礎工）
- 施工計画／調達事情／積算

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.04 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁計画）】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁計画
- ② 対象国及び類似地域：パラオ国及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：橋梁設計（下部工・基礎工）】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁設計（下部工・基礎工）
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：施工計画／調達事情／積算】

- ① 類似業務経験の分野：施工計画／調達事情／積算
- ② 対象国及び類似地域：パラオ国及び全途上国地域
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 契約後に事前準備を行い、2023年2月より第1回現地調査を実施する。その後国内解析のうえ、架け替え対象橋梁及び事業対象範囲の検討、積算関連状況調査を行い、2023年10月上旬までに完成予想図、附属資料を除く概要資料の素案（国債登録用）を提出し、2024年3月を目途に第2回現地調査（概略設計説明）を行う。その後2024年4月上旬までに概要資料案、2024年5月31日までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 21.70人月（現地：11.90人月、国内：9.80人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/橋梁計画（2号）
- ② 橋梁設計（上部工）
- ③ 橋梁設計（下部工・基礎工）（3号）
- ④ 道路計画/道路設計
- ⑤ 交通量調査/将来需要予測/経済分析
- ⑥ 自然条件調査
- ⑦ 海岸工学
- ⑧ 環境社会配慮/社会調査
- ⑨ 施工計画/調達事情/積算（3号）

3) 渡航回数を目途 全13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託／調査補助員

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。また、以下の調査の一部または全部について調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルで提案してください。

- 1) 気象・海象調査
- 2) 地形測量
- 3) 深淺測量
- 4) 地質調査
- 5) 材料試験
- 6) 環境社会配慮調査
- 7) 社会状況調査
- 8) 交通量調査
- 9) 支障物件確認調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ①環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領（2019 年 11 月）

2) 公開資料

- ・ JICA 無償資金協力事業道路舗装ハンドブック（2020 年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12092334.pdf>
- ・ 質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）ファイナルレポート（2018 年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_600_12303186.html
- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- ・ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014 年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf
- ・ JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf
- ・ パラオ国 橋梁セクター情報収集・確認調査（2022 年）
[12367348.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/grant_aid_12367348.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）**新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）その他（以下に記載の経費）

- ①気象・海象調査
- ②地形測量
- ③深淺測量
- ④地質調査
- ⑤材料試験
- ⑥環境社会配慮調査
- ⑦社会状況調査
- ⑧交通量調査
- ⑨支障物件確認調査

（3）定額計上について

定額計上とする経費はありません。

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路を以下のとおり提示します。なお、提示している経路以外を排除するものではありません。

東京⇒グアム⇒パラオ

東京⇒ソウル⇒パラオ

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

(ア) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(24)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国及び全途上国地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>橋梁設計（下部工・基礎工）</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>施工計画/調達事情/積算</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国及び全途上国地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	